

伊豆の国市子育て移住プロモーション業務  
契約候補者選定に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的・概要

本業務は、地方への移住に興味がある東京圏に在住する20代～40代の夫婦及び子育て世帯をターゲットに、本市での暮らしや子育て環境の魅力をPRするための動画を制作し、併せてインターネット広告を活用したPRを行うことで、移住候補地としての伊豆の国市の認知度向上と伊豆の国市への移住関心層の拡大を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度移住定住促進事業 伊豆の国市子育て移住プロモーション業務

(2) 業務内容

別紙「伊豆の国市子育て移住プロモーション業務 公募仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 契約上限額

3,633,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 支払方法

業務完了後の一括払い

3 問合せ・書類提出先

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1 伊豆の国市企画財政部企画課

担当：柴田

電話：055-948-1413

E-mail：[kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp)

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
なお、本市との契約締結までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- (1) 平成30年4月1日以降に、国又は地方公共団体等又はこれらの者が構成員である組織から同種業務受託実績を有しているもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。

- (5) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。

## 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 5 年 9 月 15 日（金）ホームページに掲載
2	参加申込・質問受付	令和 5 年 9 月 27 日（水）午後 5 時必着 （ただし、質問は電子メールによる）
3	質問回答（随時）	令和 5 年 10 月 4 日（水）午後 5 時までにホームページに掲載
4	企画提案書等の提出	令和 5 年 10 月 13 日（金）午後 5 時必着
5	選考会	令和 5 年 10 月 23 日（月）～26 日（木）予定
6	選定結果の通知	審査完了後速やかに通知
7	契約締結	令和 5 年 10 月末ごろを予定

※各日程は、市の都合により変更する場合がある。

## 6 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに以下の必要書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和 5 年 9 月 27 日（水）午後 5 時まで（必着）

### (2) 提出先

「3 問合せ・書類提出先」のとおり

### (3) 提出方法

持参又は郵送すること。

※受付時間は、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

### (4) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式 1） 1 部
- ② 事業者概要書（様式 2） 1 部

## 7 質問受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問合せ・書類提出先」のとおり。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて市ホームページ上で回答する。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年10月13日（金）午後5時まで（必着）

※参加申込書を提出した事業者であっても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出先

「3 問合せ・書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参または郵送すること。

※受付時間は、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式3）
- ② 同種業務履行実績表（様式4）
- ③ 企画提案書（様式任意）
- ④ 実施体制調書（様式5）
- ⑤ 工程表（様式6）
- ⑥ 見積書及び見積明細（様式任意）
- ⑦ 暴力団又は暴力団員でないこと等に関する表明・確約書（様式7）
- ⑧ 納期限の到来している国税及び地方税の未納がないことを証する書類

(5) 企画提案書等の規格（不備がある場合は一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意すること。

- ① 「(4) 提出書類」の①～⑥は、日本工業規格A4で作成すること。このうち、②～⑥についてはこの順に左綴じした紙媒体を1部とし、正本1部、副本5部を提出すること。A4サイズ以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- ② 副本は、全ての提出書類について事業者名が分からないようにすること。

(6) その他、注意事項

- ① 企画提案書は、見やすいもの、分かりやすいものとする。
- ② 動画構成の企画内容が、地方への移住に興味がある東京圏に在住する20代～40代の夫婦及び子育て世帯が本市への移住に関心を持つきっかけになり得るものか、具

体的に説明すること。

- ③ 広告配信の実施方法を具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ④ 本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受注者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ⑤ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように、内訳の詳細を示すこと。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ⑥ 提出後の提案修正は一切認めない。
- ⑦ 「(4) 提出書類」の①及び⑦並びに⑧は、各1部提出すること。
- ⑧ 書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出すること。また、参加申込後の辞退についても同様とする。

## 9 提案する内容

別紙「伊豆の国市子育て移住プロモーション業務 公募仕様書」の「3 業務内容」に示す部分について、提案を行うこと。

## 10 選考

### (1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「伊豆の国市子育て移住プロモーション業務 プロポーザル審査委員会(以下、審査委員会という。)」において、あらかじめ定められた評価基準に基づき、審査を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が60%を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

### (2) 評価項目

別紙「評価項目」のとおり。

### (3) プレゼンテーション

発表時間は、1企画提案者につき30分程度(説明20分、質疑応答10分)を想定している。実施日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、後日個別に通知する。

プレゼンテーションで動画再生やスライドを使用する場合は、企画提案書等の提出の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクター・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。

プレゼンテーションの際には、事業者名を明かしてはならない。

## 11 選考結果の通知

選考結果は、選考完了後、企画提案者全員に電子メールで通知する。ただし、選考過

程及び選考内容に関する問合せや選考結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 12 参加者の失格

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (3) 提出すべき書類に不備があった場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 見積書の金額が契約上限額を超過したとき
- (6) 選考会指定時間に来場しなかったとき（災害等、提案者の責によらない場合を除く。）
- (7) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行力などを審査するものであるから、仕様については契約dに再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- (3) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの選考結果の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

## 16 その他留意事項

- (1) 選考の採否を問わず、この企画提案に参加する費用はすべて事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等の内容について、市が必要に応じて意見を求めた場合はこれに応じること。

## 別表

評価項目	評価内容	配点
1 業務の理解度	(1) 過去に同種、類似業務の実績があり、その経験を生かした効果的な動画制作及び広告配信を期待できるか。	10
	(2) 事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案がなされているか。	20
2 企画提案力	(3) 幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した企画となっているか。	10
	(4) 英語教育をテーマにした動画構成の企画内容は、子育て世帯が本市への移住に関心を持つきっかけとなり得るようなものか。	30
	(5) 提案されたテーマ及びその動画構成の企画内容は、夫婦が本市へ移住し、暮らすに当たって魅力と感ずるようなきっかけとなり得るようなものか。	30
	(6) 広告配信の企画内容は、使用する広告プラットフォームや広告クリエイティブ(広告運用のために用いられる制作物)の考え方など、具体的な提案となっているか。	30
	(7) 広告視聴回数や移住定住支援サイトへの遷移数等の目標値が適切に設定されているか。また、測定結果を踏まえた適切な分析を行うことが見込まれるか。	30
3 業務遂行能力	(8) 実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか。	10
	(9) 業務工程ごとに明確なスケジュールが記載されているか。また、無理のないスケジュールとなっているか。	10
4 見積価格と内訳	(10) 見積価格とその内訳及び業務内容ごとの価格配分が業務の目的、趣旨に沿って適切に設定されているか。	20
合計		200